

# 令和7年度

# 県営住宅材木町団地駐車場整備工事

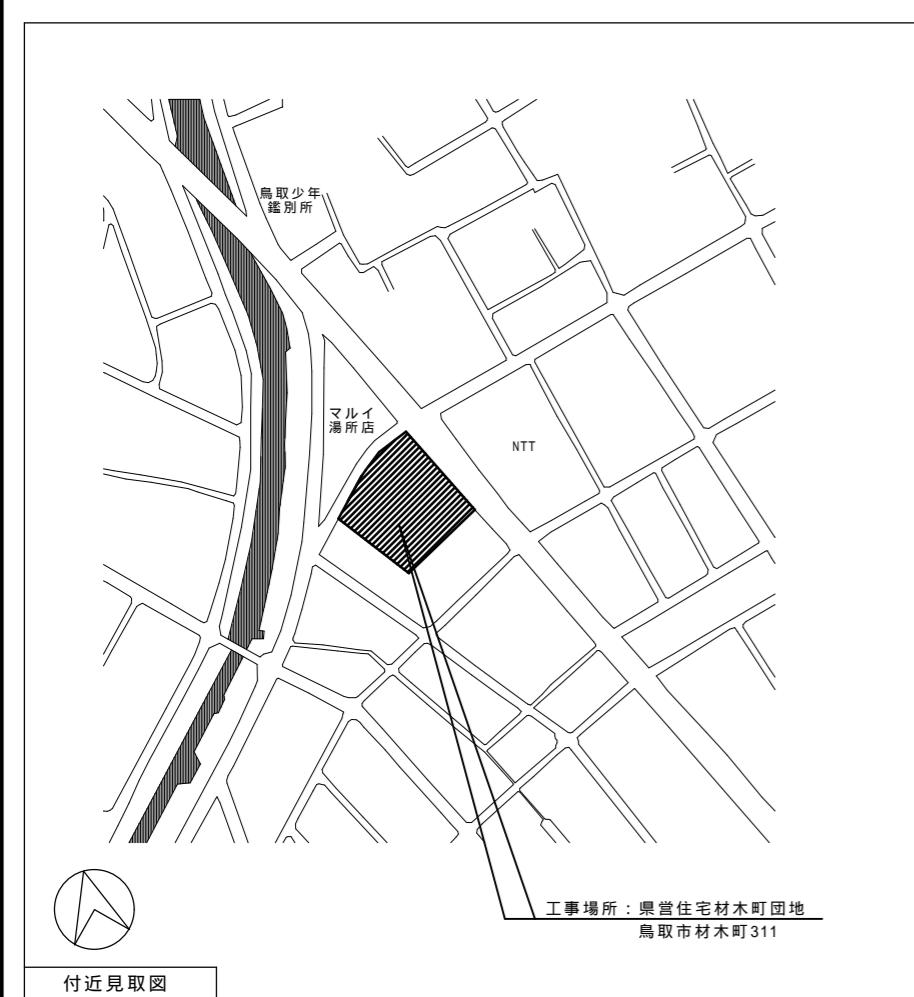
図面名		SCALE
A-1/7	建築改修工事仕様書(1)	...
A-2/7	建築改修工事仕様書(2)	...
A-3/7	付近見取図 団地全体現況配置図 工事概要	1/200
A-4/7	現況配置図	1/100
A-5/7	改修駐車場配置図 断面図	1/100 1/15
A-6/7	撤去詳細図	1/50
A-7/7	(参考)仮設計図	1/100



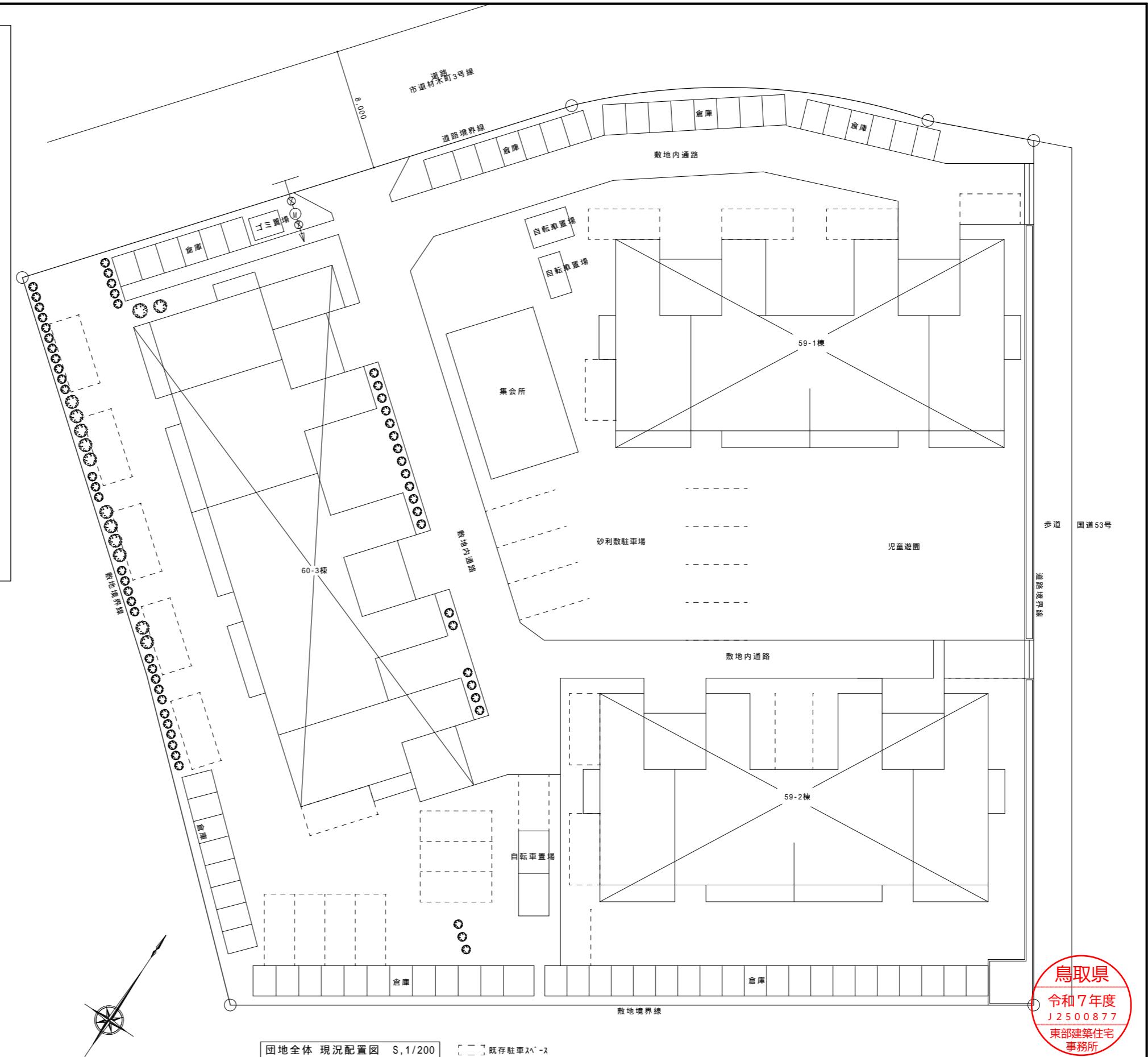
建築改修工事仕様書																																																																																														
<b>工事概要</b> <p>1. 工事場所 烏取市材木町311 県営住宅材木町団地内      2. 敷地面積 m<sup>2</sup>      3. 地域地区 都市計画地域(○内・外) 市街化調整区域(・内 ○外)          用途地域(第1種住居地域) 防火地域(準防火地域)      4. 建物概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>工事種別</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>延べ面積(m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材木町団地児童遊園</td> <td>改修</td> <td>駐車場整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				番号	名称	工事種別	構造	階数	建築面積(m <sup>2</sup> )	延べ面積(m <sup>2</sup> )	材木町団地児童遊園	改修	駐車場整備																																																						<b>1 一般共通事項</b> <p>⑤ 発生材の処理等 [1.3.1.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第二次判定 専門分析機関にてP C B含有量の分析を行う。 分析個数 計箇所</li> <li>除去処理工事 除去範囲 図示</li> <li>せっこうボードの処理 ・石綿含有せっこうボード 改修特記仕様書第9章による ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード</li> <li>製造業者に回収委託</li> <li>埋立処分(管理型最終処分場) 処分施設の名称・所在地( )</li> <li>石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード ・再資源化(再資源化施設) 最終処分(管理型最終処分場) 処分施設の名称・所在地( )</li> </ul> <p>化学物質を放散させる建築材料等 1) 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次のからを満たすものとする。 合板、木質系JL-リング、構造用パネル、集成材、单板積層材、MDF、P-Tek等、 その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁纸、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、 仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びメレニンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 接着剤及び塗料にメイク、ヤシル及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-イソブチル)を含有しない 難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、 アセトアルデヒド及びメレニンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 2) ホルムアルデヒド放散量の区分において、規制対象外とは次の 又は に該当する材料を指す。 建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド放散 建築材料以外の材料 建築基準法施行令第20条の第7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3) ホルムアルデヒド放散量の区分において、第三種とは次の 又は に該当する材料を指す。 建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド放散建築材料 建築基準法施行令第20条の第7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境 物品等の調達の推進等に関する基本方針における公共工事の配慮事項(資材(材料及び機材を 含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担 軽減に配慮されていること。)に留意する</p> <p>材料・機材等の品質及び性能 1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び 性能を有するものとする。</p> <p>2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を 使用する場合は監督員の承諾を受ける。</p> <p>3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法 とする。</p> <p>4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の の事項 を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し)を監督職員 に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は この限りではない。 品質及び性能に関する試験データが整備されている。 生産施設及び品質の管理が適切に行われている。 安定的な供給が可能である。 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得している。 製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。 販売、保守等の営業体制が整えられている。</p> <p>5) 製造業者等に関する資料の提出を定める材料</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>床型枠用鋼製ディキブレート</td><td>現場発泡断熱材</td></tr> <tr><td>鉄骨柱下無吸締モルタル</td><td>フリーアクセスフロア</td></tr> <tr><td>無吸締グラウト材</td><td>可動間仕切</td></tr> <tr><td>乾式保護材</td><td>移動間仕切</td></tr> <tr><td>既調合モルタル</td><td>トイレブース</td></tr> <tr><td>ルーフドレン</td><td>煙突用成形ライニング材</td></tr> <tr><td>吸水調整材</td><td>天井点検口</td></tr> <tr><td>錆前類</td><td>床点検口</td></tr> <tr><td>クローザ類</td><td>グレーチング</td></tr> <tr><td>自動扉機構</td><td>屋上緑化システム</td></tr> <tr><td>自閉式上吊り戸機構</td><td>トップライト</td></tr> <tr><td>重量シャッター</td><td>ポリマーセメントモルタル</td></tr> </tbody> </table>				床型枠用鋼製ディキブレート	現場発泡断熱材	鉄骨柱下無吸締モルタル	フリーアクセスフロア	無吸締グラウト材	可動間仕切	乾式保護材	移動間仕切	既調合モルタル	トイレブース	ルーフドレン	煙突用成形ライニング材	吸水調整材	天井点検口	錆前類	床点検口	クローザ類	グレーチング	自動扉機構	屋上緑化システム	自閉式上吊り戸機構	トップライト	重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
番号	名称	工事種別	構造	階数	建築面積(m <sup>2</sup> )	延べ面積(m <sup>2</sup> )																																																																																								
材木町団地児童遊園	改修	駐車場整備																																																																																												
床型枠用鋼製ディキブレート	現場発泡断熱材																																																																																													
鉄骨柱下無吸締モルタル	フリーアクセスフロア																																																																																													
無吸締グラウト材	可動間仕切																																																																																													
乾式保護材	移動間仕切																																																																																													
既調合モルタル	トイレブース																																																																																													
ルーフドレン	煙突用成形ライニング材																																																																																													
吸水調整材	天井点検口																																																																																													
錆前類	床点検口																																																																																													
クローザ類	グレーチング																																																																																													
自動扉機構	屋上緑化システム																																																																																													
自閉式上吊り戸機構	トップライト																																																																																													
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル																																																																																													
<b>1 一般共通事項</b> <p>⑥ 環境への配慮 [1.4.1]</p>				<p>⑦ 材料の品質等 [1.4.2]</p> <p>下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るために作業指導を行う (技能士:職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者) また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札(下図参考)を常時着用する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>仮設工事</td><td>とび</td><td>・とび作業</td></tr> <tr><td>防水改修工事</td><td>防水施工</td><td>・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法 防水工事作業 ・FRP防水工事作業</td></tr> <tr><td>外壁改修工事</td><td>樹脂接着剤注入施工</td><td>・樹脂接着剤注入工事作業</td></tr> <tr><td>左官</td><td>左官作業</td><td>・タイル張り作業</td></tr> <tr><td>タイル張り</td><td>タイル張り作業</td><td>・ビル用サッシ施工業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工業 ・建具製作 ・木製建具加工作業</td></tr> <tr><td>内装改修工事</td><td>ガラス用フィルム施工</td><td>・建築フィルム作業</td></tr> <tr><td>建築大工</td><td>建築大工</td><td>・大工工事作業</td></tr> <tr><td>建築板金</td><td>建築板金</td><td>・内外装板金作業</td></tr> <tr><td>内装仕上施工</td><td>内装仕上施工</td><td>・鋼製下地工事作業 ・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーペット系床仕上作業 (2級及びプラスチック系仕上工事 作業を含む)</td></tr> <tr><td>表装</td><td>表装</td><td>・壁作業</td></tr> <tr><td>左官</td><td>左官作業</td><td>・ボード仕上げ工事作業</td></tr> <tr><td>タイル張り</td><td>タイル張り作業</td><td>・タイル張り作業</td></tr> <tr><td>塗装改修工事</td><td>塗装</td><td>・建築塗装作業</td></tr> <tr><td>耐震改修工事</td><td>とび</td><td>・とび作業</td></tr> <tr><td>鉄筋施工</td><td>鉄筋組立作業</td><td>・型枠工事作業</td></tr> <tr><td>型枠施工</td><td>型枠工事作業</td><td>・コンクリート圧送施工業</td></tr> <tr><td>鉄工</td><td>構造物鉄工作業</td><td>・建築配管作業</td></tr> <tr><td>環境配慮改修工事</td><td>配管</td><td>・路面表示施工 ○溶解ペイントマーク工事作業</td></tr> <tr><td>路面表示施工</td><td>路面表示施工</td><td>・加熱ペイントマーク工事作業</td></tr> <tr><td>造園</td><td>造園</td><td>・造園工事作業</td></tr> </tbody> </table>				工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設工事	とび	・とび作業	防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法 防水工事作業 ・FRP防水工事作業	外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業	左官	左官作業	・タイル張り作業	タイル張り	タイル張り作業	・ビル用サッシ施工業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工業 ・建具製作 ・木製建具加工作業	内装改修工事	ガラス用フィルム施工	・建築フィルム作業	建築大工	建築大工	・大工工事作業	建築板金	建築板金	・内外装板金作業	内装仕上施工	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業 ・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーペット系床仕上作業 (2級及びプラスチック系仕上工事 作業を含む)	表装	表装	・壁作業	左官	左官作業	・ボード仕上げ工事作業	タイル張り	タイル張り作業	・タイル張り作業	塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業	耐震改修工事	とび	・とび作業	鉄筋施工	鉄筋組立作業	・型枠工事作業	型枠施工	型枠工事作業	・コンクリート圧送施工業	鉄工	構造物鉄工作業	・建築配管作業	環境配慮改修工事	配管	・路面表示施工 ○溶解ペイントマーク工事作業	路面表示施工	路面表示施工	・加熱ペイントマーク工事作業	造園	造園	・造園工事作業																								
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																												
仮設工事	とび	・とび作業																																																																																												
防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法 防水工事作業 ・FRP防水工事作業																																																																																												
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業																																																																																												
左官	左官作業	・タイル張り作業																																																																																												
タイル張り	タイル張り作業	・ビル用サッシ施工業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工業 ・建具製作 ・木製建具加工作業																																																																																												
内装改修工事	ガラス用フィルム施工	・建築フィルム作業																																																																																												
建築大工	建築大工	・大工工事作業																																																																																												
建築板金	建築板金	・内外装板金作業																																																																																												
内装仕上施工	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業 ・プラスチック系床仕上工事作業 ・カーペット系床仕上作業 (2級及びプラスチック系仕上工事 作業を含む)																																																																																												
表装	表装	・壁作業																																																																																												
左官	左官作業	・ボード仕上げ工事作業																																																																																												
タイル張り	タイル張り作業	・タイル張り作業																																																																																												
塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業																																																																																												
耐震改修工事	とび	・とび作業																																																																																												
鉄筋施工	鉄筋組立作業	・型枠工事作業																																																																																												
型枠施工	型枠工事作業	・コンクリート圧送施工業																																																																																												
鉄工	構造物鉄工作業	・建築配管作業																																																																																												
環境配慮改修工事	配管	・路面表示施工 ○溶解ペイントマーク工事作業																																																																																												
路面表示施工	路面表示施工	・加熱ペイントマーク工事作業																																																																																												
造園	造園	・造園工事作業																																																																																												
<p>① ② ③ ④ ⑤</p> <p>章</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 適用基準等</td><td>建築工事標準詳細図(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (以下「標準詳細図」という) 建築改修工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成30年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事標準仕様書(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。 担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。</td></tr> <tr><td>② 官公署その他への手続 [1.1.3]</td><td>建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。</td></tr> <tr><td>③ 電気保安技術者 [1.3.3]</td><td>引渡しを要するもの( ) 特別管理産業廃棄物( ) 処理方法( ) 現場において再利用を図るもの( ) 再生資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 P C B 含有シーリング材の調査・処理 第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所 図示 採取箇所数 計箇所</td></tr> <tr><td>④ 工事安全計画書 [1.3.7]</td><td> </td></tr> <tr><td>⑤ 発生材の処理等 [1.3.1.2]</td><td> </td></tr> </tbody> </table>				項目	特記事項	① 適用基準等	建築工事標準詳細図(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (以下「標準詳細図」という) 建築改修工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成30年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事標準仕様書(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。 担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。	② 官公署その他への手続 [1.1.3]	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。	③ 電気保安技術者 [1.3.3]	引渡しを要するもの( ) 特別管理産業廃棄物( ) 処理方法( ) 現場において再利用を図るもの( ) 再生資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 P C B 含有シーリング材の調査・処理 第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所 図示 採取箇所数 計箇所	④ 工事安全計画書 [1.3.7]		⑤ 発生材の処理等 [1.3.1.2]		<p>《技能士名札参考図》</p>																																																																														
項目	特記事項																																																																																													
① 適用基準等	建築工事標準詳細図(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (以下「標準詳細図」という) 建築改修工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(平成30年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事標準仕様書(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。 担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。																																																																																													
② 官公署その他への手続 [1.1.3]	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。																																																																																													
③ 電気保安技術者 [1.3.3]	引渡しを要するもの( ) 特別管理産業廃棄物( ) 処理方法( ) 現場において再利用を図るもの( ) 再生資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 P C B 含有シーリング材の調査・処理 第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所 図示 採取箇所数 計箇所																																																																																													
④ 工事安全計画書 [1.3.7]																																																																																														
⑤ 発生材の処理等 [1.3.1.2]																																																																																														
工事名称 県営住宅材木町団地駐車場整備工事		建築改修工事仕様書(1)		SCALE	NUMBER	記事	一般社団法人鳥取県建築士事務所協会会員 (有)安達建築設計事務所 吉田 成年 一級建築士大臣登録 第209688号 adachi-archi. 鳥取県米子市道笑町2丁目172 TEL (0859)33-7808 建築士事務所登録 第06-225号																																																																																							
設計図		R7年 11月 日		---	A-1/7		検査 設計 製図 担当																																																																																							

鳥取県  
令和7年度  
J 2500877  
東部建築住宅  
事務所

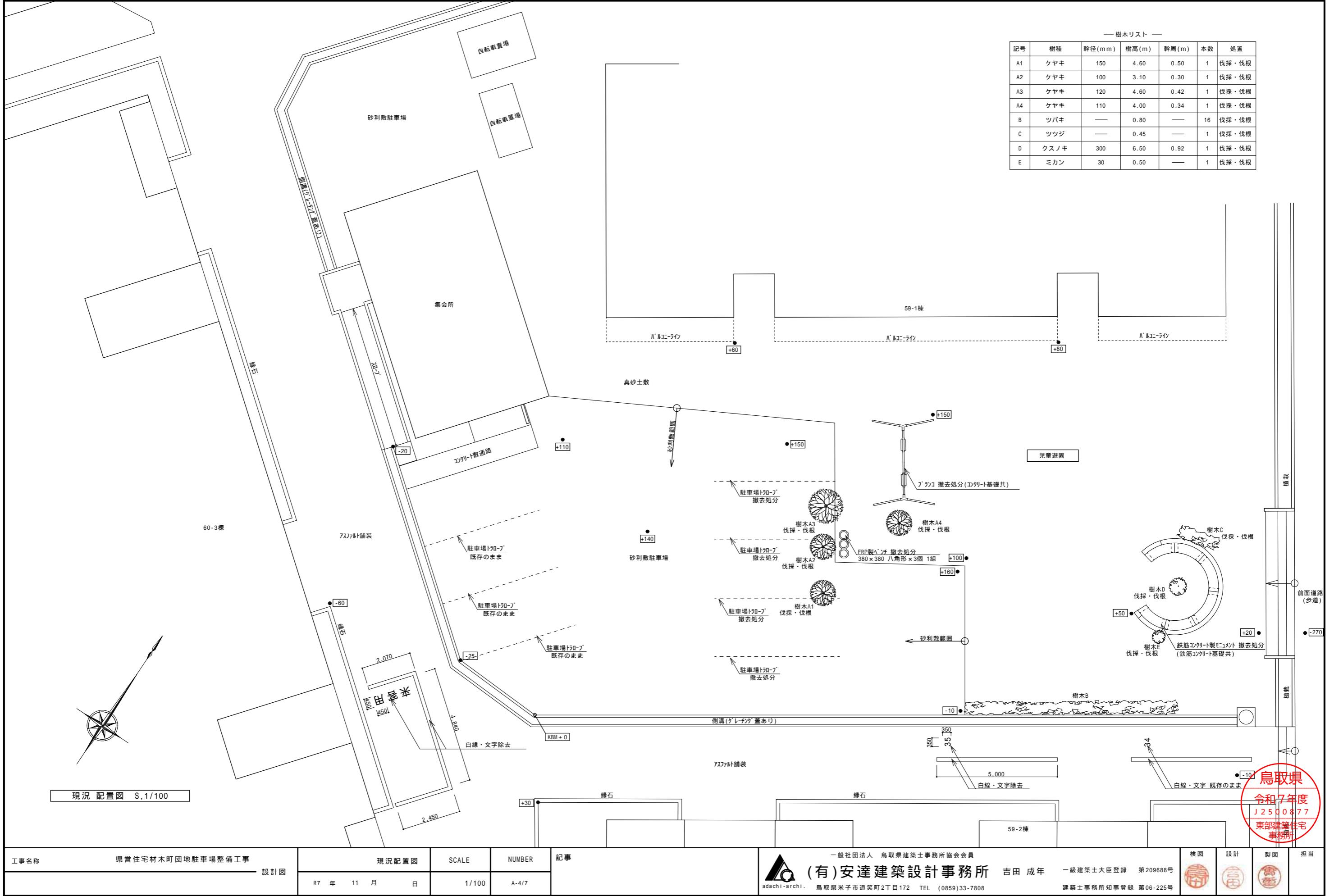




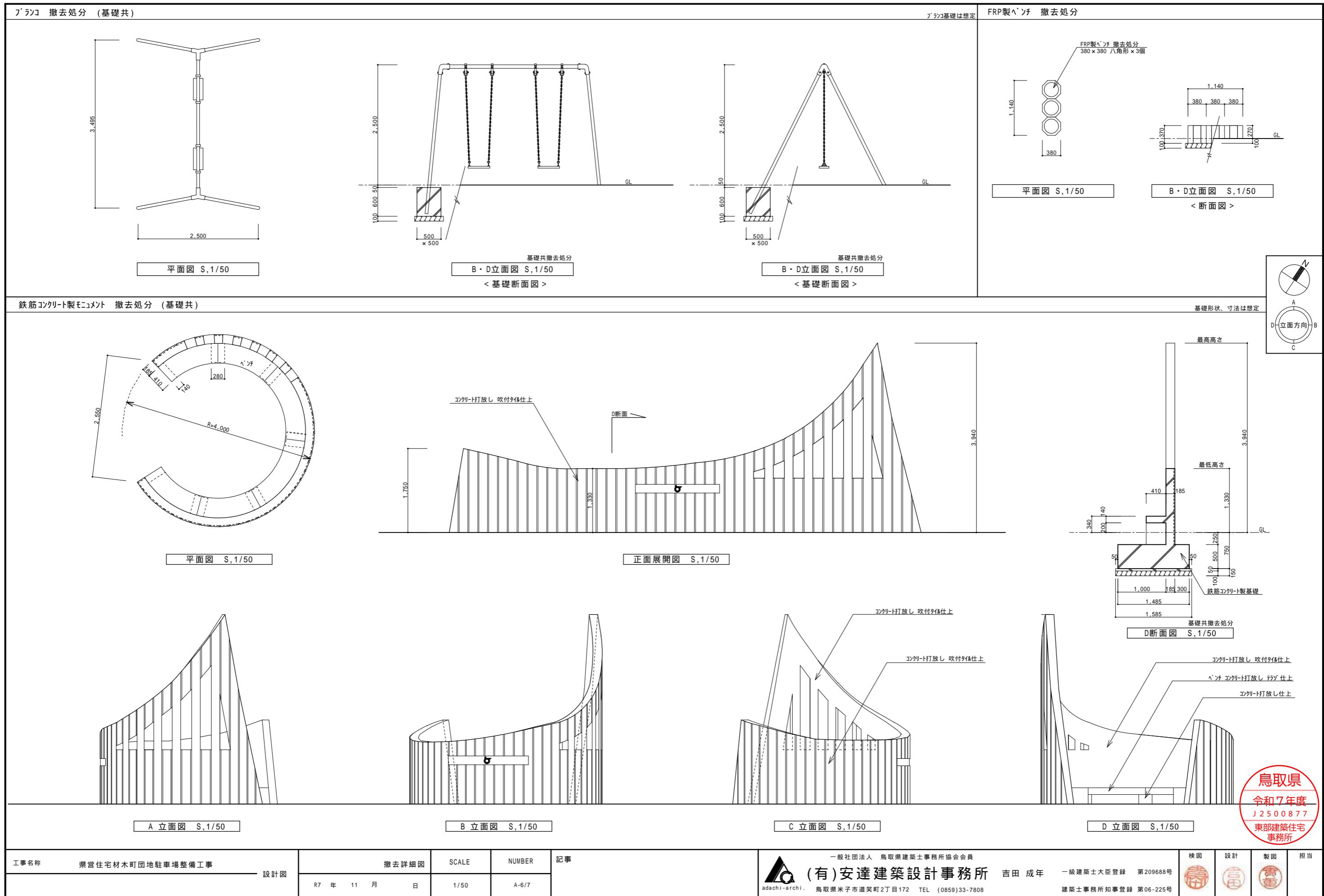
工事概要	
工事場所	鳥取県鳥取市材木町311 県営住宅材木町団地
工事内容	団地内の児童遊園にある遊具、植栽、モニュメント等を撤去の上、アスファルト舗装及び白線引きを行い、駐車場として整備する
集会所横へ来客用駐車場整備	



工事名称	付近見取図	付近現況配置図	SCALE	NUMBER	記事	一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会会員 (有)安達建築設計事務所 吉田 成年 adachi-archi. 鳥取県米子市道笑町2丁目172 TEL (0859)33-7808 一級建築士大臣登録 第209688号 建築士事務所知事登録 第06-225号	検査	設計	製図	担当
県営住宅材木町団地駐車場整備工事	付近現況配置図 団地全体現況配置図 工事概要 R7年 11月 日	1/200	A-3/7							







工事名称 県営住宅材木町団地駐車場整備工事

設計図

撤去記

NAME | NUMBER

記事


 一般社団法人 烏取県建築土事務所協会会員  
 (有)安達建築設計事務所  
 adachi-archi. 烏取県米子市道笑町2丁目172 TEL (0859)33-7808

検図

設計

図鑑 担当

